

令和 6 年度

村山市 財政健全化
経営健全化 審査意見書

村山市監査委員

監 第 26 号
令和 7 年 8 月 19 日

村山市長 志 布 隆 夫 様

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

令和 6 年度村山市財政健全化判断比率及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

令和 6 年度村山市財政健全化及び経営健全化 審査意見

1 審査の対象

- (1) 令和 6 年度 健全化判断比率
(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)
- (2) 令和 6 年度 公営企業の資金不足比率
- (3) 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

審査は、令和 7 年 8 月 7 日付をもって市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて関係書類と照合するとともに、関係職員から説明を求めるなどにより実施した。

3 審査の期間

令和 7 年 8 月 7 日から同年 8 月 19 日まで

4 審査の結果

審査に付された財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(1) 財政の健全化判断比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率に関しては、いずれも実質収支が黒字である。また、実質公債費比率及び将来負担比率は、それぞれ早期健全化基準未満であった。今後とも、健全な財政運営に努められたい。

「健全化判断比率」の年度対比

(単位：％)

区分	健全化判断比率	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化基準 (R6)	備考
ア	実質赤字比率	— (△11.04)	— (△14.11)	13.81	実質赤字なし
イ	連結実質赤字比率	— (△32.87)	— (△38.59)	18.81	連結実質赤字なし
ウ	実質公債費比率	9.2	8.6	25.0	前年度比 0.6
エ	将来負担比率	16.5	20.8	350.0	前年度比 △4.3

※ () 内 (ア、イの下段) の数値は、標準財政規模に対する実質収支額の比率 (黒字の場合は△)

ア 実質赤字比率／ イ 連結実質赤字比率

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字が生じなかったため算出されなかった。

ウ 実質公債費比率

- ・一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は9.2%で、前年度に比べ0.6ポイント悪化した。早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率

- ・一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は16.5%で、前年度に比べ4.3ポイント改善し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(2) 公営企業の資金不足比率

各会計において、経営健全化基準による資金不足は生じておらず、健全な状態にあると認められる。

「資金不足比率」の年度対比

(単位：%)

	事業会計名	資金不足比率		経営健全化基準(R6)	備考
		令和6年度	令和5年度		
ア	水道事業会計	— (△289.95)	— (△310.99)	20.0	資金不足なし
イ	下水道事業会計	— (△46.44)	— (△37.78)		資金不足なし

※ () 内の数値は、事業規模に対する剰余金の比率（黒字の場合は△）

ア 水道事業会計

- ・14億4,476万3千円の資金剰余であり、資金不足比率は算出されなかった。

イ 下水道事業会計

- ・1億1,657万7千円の資金剰余であり、資金不足比率は算出されなかった。